

《平和の森公園多目的運動広場 ご利用の案内》

令和2年6月1日改訂

平和の森公園多目的運動広場は、令和2年6月より中野区立平和の森公園及び総合体育館の指定管理者として「アクティブなかのグループ」が管理運営をいたします。

管理事務所について

※令和2年6月1日～8月31日までは、管理事務所所在地が異なりますのでご注意ください。

【施設名】

中野区立平和の森公園 多目的運動広場

〒165-0026 中野区新井3-37

西武新宿駅「沼袋」駅より徒歩5分

JR中央線「中野」駅より徒歩20分

休場日：年末年始（12月29日～1月3日）



【管理事務所】窓口受付 9時00分～21時00分

令和2年6月1日～8月31日まで

① 中野区立中野体育館

中野区中野4-11-14 TEL:03-3389-3151

令和2年9月1日以降

② 中野区立総合体育館

中野区新井3-37 TEL：施設HP等をご確認ください。

▼団体登録について▼

平和の森公園多目的運動広場を団体利用されるには団体登録が必要です。登録料は無料です。

※ 本施設の団体利用にあたり、代表者及び構成員による同一種目での重複登録はできません。

※ 3年ごとに更新があります。

【登録の種類】

登録区分	抽選	要件
区民団体	可	・代表者が18歳以上（高校生を除く） ・構成員（代表者を含む）が10人以上 ・構成員全員が中野区に在住、在勤、在学していること ・構成員全員が高校生以下で構成される場合、 代表者は区内在住・在勤・在学の20歳以上の方とすること
一般団体	不可	・代表者が18歳以上（高校生を除く） ・構成員（代表者を含む）が10人以上 ・構成員全員が高校生以下で構成される場合、代表者は20歳以上の方とすること

【登録に必要なもの】

有効期限内の下記書類で現住所、氏名、生年月日記載のもの（構成員全員分、コピー可）

1. 「区民団体」

ア. 区内在住での証明

●運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード（顔写真付き）

●パスポート ●マイナンバーカード（通知カード不可） のいずれか

イ. 区内在勤での証明

●上記証明書のいずれか と、●中野区内に事業所があることの在勤証明書

（勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押印されたもの。

ただし、健康保険証で区内に事業所があることが分かる場合は、在勤証明書不要）

ウ. 区内在学での証明

●中野区外から中野区内にある学校に通う生徒及び学生

上記『ア 在住での証明』のいずれか + ●生徒手帳（学生証） または、在学証明書

（生徒手帳（学生証）に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受付可）

2. 「一般団体」

●運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード（顔写真付き）

●パスポート ●マイナンバーカード（通知カード不可） のいずれか

（学生証、生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、受付可）

※代表者（申請者）の方は証明書類の原本をお持ちください。その他の方はコピーでも構いません。（健康保険証、運転免許証で裏面に住所が記載されている場合は、両面のコピーが必要になります。）

※有効期限の切れた証明書類はご利用できません。

※在勤証明書、在学証明書以外の証明書類は、確認後お返しいたします。

※住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。

※公共料金領収証など住所が記載されたもの、デジタル機器での写真提示は証明書として認めておりません。

【登録場所】

必要な証明書類をお持ちになって、左記の管理事務所窓口にお越しください。登録申込書に必要事項を記入していただき、証明書類との確認を行なった後、登録証を発行いたします。

【団体登録にあたっての注意事項】

・スクール等による営業行為を目的とした団体は登録できません。

・学校教育の一環として活動している体育クラブ（部活動）等の団体も登録できません。

・登録手続きの際は、必要な証明書類をお持ちになって、上記の窓口にお越し下さい。登録申込書に必要事項を記入していただき、証明書類との確認を行なった後、登録証を即時発行いたします。ただし、状況によりお待ちいただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

▼登録後の利用方法について▼

中野区施設予約システム

検索

「中野区 施設予約システム」より、空き状況の照会や予約、抽選の申し込みなどを行ってください。上記システムは、パソコン、スマートフォン、携帯電話、利用者端末機からご利用いただけます。

① パソコン	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/grb_init	②スマートフォン	③携帯電話
② スマートフォン	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gsm_init		
③ 携帯電話	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gmp_init		
④ 利用者端末機	中野区立総合体育館、哲学堂運動施設、上高田運動施設、なかのZERO、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、中野体育館、鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ 設置		
システム稼働時間	9時00分～22時00分（④のみ20時00分まで） ※空き状況の照会・予約の取り消しは、原則24時間行えます（④を除く）		

●メールアドレスの登録

「中野区 施設予約システム」からメールアドレスの登録が可能です。メールアドレスを登録すると、申し込み内容や抽選結果について、システムからお知らせメールを受け取ることが出来ます。

【抽選の申し込み】

1. 抽選申し込み（「区民団体」のみ）

毎月10日から19日の期間に、2ヶ月先の1ヶ月分の抽選に申し込みできます。

※月4コマ（1コマ2時間）まで申し込み可能です。

※抽選申し込み及び、当選コマ数は1日最大2コマです。

2. 抽選

毎月20日に抽選します。

3. 抽選結果の確認

毎月21日から抽選結果を確認できます。

当選したコマを使用しない場合は、利用日の3日前までに取消手続を行ってください。（裏面「予約の取り消しについて」を参照）

【空き施設の予約】

《当月・翌月分》

■ 区民団体・一般団体
空いているコマを随時予約できます。

《翌々月分（抽選月分）》

■ 区民団体
毎月、抽選日翌日の21日より空いているコマを予約できます。
※1ヶ月に4コマまで予約可能です。
（ただし1日2コマまで。抽選での当選分を含む）
※キャンセルの空きコマは、翌日9時からの予約となります。

▼団体利用日当日の手続き▼

- 施設利用開始前までに、管理事務所受付にて、登録証及び代表者もしくは構成員のうち1名の本人確認証明書原本をご提示の上、利用料金及び照明料金をお支払いください。お支払い完了後、利用承認書兼領収書を発行いたします。※令和2年6月1日～8月31日までは、中野区立中野体育館にてお支払いください。
- 施設利用時は、登録証と利用承認書を管理事務所（令和2年8月末まで公園内仮設事務所）にご提示の上、ご利用ください。登録証と利用承認書については、施設利用中も携帯をお願いいたします。
- 施設利用終了後は、管理事務所（令和2年8月末まで公園内仮設事務所）に施設利用報告書をご提出ください。

▼団体利用できる種目▼

少年軟式野球、大人軟式野球（※一部用具に制限有）
少年サッカー（小中学生に限る）、ソフトボール、フットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフ等

▼団体利用にあたっての注意点▼

1. 利用の可否について

- ・天候やコンディション不良等により、ご利用できない場合があります。利用の可否を代表者、もしくは申込者の方が管理事務所にお問い合わせのうえ、結果をメンバーの方にお伝えください。利用の可否は開始時間の概ね2時間前までに管理者側で決定します。
- ・利用日当日の朝晴天であっても、前日が雨天の場合や当日霜が降りた場合、積雪があった際の除雪・融雪の状況次第等により、利用になれないことがあります。
- ・環境省熱中症予防情報サイト内の「暑さ指数（WBGT）の実況または予測情報において、練馬（東京）の暑さ指数（WBGT）が、31℃以上（危険レベル）に達した場合は、利用予定時間の2時間前より暑さの理由による中止が可能です。管理事務所へご連絡をお願いいたします。
- ・大会等予備日の受付は大会が終了した、翌日の9時に一斉受付となります。ご利用の予約システムにて、お申し込みください。なお、大会当日が雨天などで実施できなかった場合は、お申し込みできません。
- ・その他、管理者の指示に従ってください。

2. 予約の取り消しについて

- ・利用日の3日前までは、無料で予約の取り消しができます。
- ・利用日の当日、前日、前々日は取り消しができません。利用料金をお支払いいただくこととなりますので、必ず利用予定施設に連絡をしてください。（照明点灯時間帯の場合は、連絡をいただければ照明料金の支払いは要しませんが、連絡がない場合は利用料金と照明料金をあわせてお支払いいただきます。）
- ・利用を取り止める際は、できる限り早く利用取り消しの手続きをお願いします。各施設の利用率、抽選倍率は高い状況にあり、早めの取消により抽選に漏れた方の利用機会も多くなります。施設を効率的に、より多くの方が利用できるよう、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・未入金予約取り消しについては、「中野区 施設予約システム」にて24時間行えます。

3. 還付について

- ・当日の天候により、途中で利用を中止し、残り時間が1時間以上あった場合、後半1時間分の利用料金を還付いたします。利用時間が1時間を過ぎる前に、お支払い時にお渡しする利用承認書兼領収書を管理事務所受付までお持ちください。（照明料金は30分単位の還付になります）

▼団体利用時の料金と利用時間帯▼

【利用料金】

平成30年7月利用分より「東京2020オリンピック・パラリンピック」に向けたスポーツ振興の観点から、令和6年6月末日まではスポーツ施設の利用料は半額となります。減額後の利用料金は下記の通りです。

施設利用料 2時間（1コマ）	照明料金 30分
区内団体 / 一般団体	700円
60歳以上の団体	
小中学生の団体	

【団体利用時間及び利用期間】

利用時間 （年間）	昼間				夜間	
	9時00分～ 11時00分	11時00分～ 13時00分	13時00分～ 15時00分	15時00分～ 17時00分	17時00分～ 19時00分	19時00分～ 21時00分
休場日：年末年始（12月29日～1月3日）						

- ※毎週水曜日、土曜日の13時～17時（6月～8月は19時まで）は、自由利用時間となります。
- ※上記、団体利用時間のうち団体利用予約がないコマは、自由利用時間として開放します。ただし、17時以降（6月～8月は19時以降）は夜間照明を点灯しないための自由利用を行いません。

【夜間照明の点灯時間と照明料金】

夜間利用にあたり、安全管理上、照明を点灯する時間帯があるため、利用料金とは別に照明料金が発生します。点灯の時間帯及び照明料金は、季節によって異なりますので、下表をご参照ください。

- ※令和2年6月～当面の間は夜間照明が利用できないため、点灯時間があるコマの団体利用はできません。

期間	夜間①（17時～19時）		夜間②（19時～21時）	
	点灯時間	照明料金	点灯時間	照明料金
4月・5月	18時～19時	1,400円/1H	19時～21時	2,800円/2H
6月～8月	点灯なし	—		
9月	17時半～19時	2,100円/1.5H		
10月～12月、1月・2月	17時～19時	2,800円/2H		
3月	17時半～19時	2,100円/1.5H		

▼多目的運動広場の主なルール▼

- ① 駐車場の台数に限りがあります。出来る限り公共の交通機関を使用してご来場ください。
※駐車場のご利用は、令和2年9月1日以降となりますので、ご注意ください。
- ② 硬球、金属製スパイク、ゴルフクラブの使用はできません。
- ③ ボール・グローブ等の用具の貸出はありません。（貸し出しバットを除く）
- ④ 大声や奇声、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ⑤ 利用時間は準備・片付けの時間を含みます。グラウンドの整備を終えて利用時間内に退場するようにしてください。
- ⑥ 野球場の利用終了後は、ピッチャーマウンド及びバッターボックス等にシートをかけてください。
- ⑦ 施設外でのキャッチボールやバットの素振り等は、危険ですので禁止です。
- ⑧ 施設外の園路やベンチなどでは着替え禁止です。
- ⑨ 水、お茶、スポーツドリンクによる水分補給を除き、飲食は禁止です。
- ⑩ 自転車、ペットの入場は禁止です。
- ⑪ 運動場内は禁煙です。また、火災につながる場合がありますので、火の使用は禁止です。
- ⑫ ボールが施設外へ飛び出した時は、ケガや事故がないか確認し、すぐに管理事務所受付へ報告してください。また、民家内へボールが入ったと思われる場合も、すぐに管理事務所受付へ報告してください。
- ⑬ ボールを施設外に飛び出さないように配慮して利用してください。
- ⑭ スポーツ傷害保険等に加入されている方で、プレー中にケガ等をされた場合には、管理事務所受付に必ず届出をしてください。

＜バットの利用について＞

中学生以上の団体については管理事務所受付で野球用バットの貸出しを行っております。
なお、野球、ソフトボール利用時はバットの持ち込みが可能ですが、持ち込んだバットの使用によってボールが飛び出した場合における、事故等の責任は負いかねますのでご了承ください。